

令和5年台風第7号からの営農再開を応援します！

令和5年台風第7号で被災された農家の皆さんが営農再開できるよう、鳥取県と市町村が連携して下記の支援を行います。

(事業実施主体…農業者、農業法人、集落営農組織、任意組織)

※令和6年4月1日以降に実施された内容が対象です。

鳥取市

①復旧農地追加施肥支援



復旧にあたり客土等を行った農地で、地力向上のために慣行より多くの施肥が必要となる場合に、そのかかり増し経費を支援します。※1農地1回限り

補助金額:定額(県11千円/10a、市4千円/10a)

<留意事項>

かかり増し施肥を行ったことがわかる写真等が必要です。

■申請に必要な添付書類

①追加施肥実施場所の位置図

※縮尺1/25,000程度の地図に記載する。

②慣行施肥の量がわかるもの(栽培暦等)

③見積書・領収書等事業費がわかるもの。

④集落営農組織、任意組織の場合は規約および構成員一覧

⑤肥料散布したことがわかる写真等

②転作品目作付支援



基盤復旧が間に合わない(R7に水張りできない)水田において、市が指定する転作品目を作付けする場合に必要な経費(種苗費、肥料費、農薬費、機械器具費)を支援します。

※機械器具費は機械のリース料、作業委託費とします。

補助率:1/2(県1/3、市1/6)

補助上限:種苗費・肥料費・農薬費の合計 54千円/10a

事業費ベースで108千円/10a、機械器具費別

■申請に必要な添付書類

①転作品目作付実施場所の位置図

※縮尺1/25,000程度の地図に記載する。

②見積書・領収書等事業費がわかるもの。

③機械のカatalog等

仕様・能力等が分かるもの、見積書、導入機械の規模決定根拠等

④集落営農組織、任意組織の場合は規約および構成員一覧

⑤作付状況、導入機械の現物等事業実施したことがわかる写真

◆申請期限

令和7年11月14日(金)

◆支援金の支払予定

令和8年1月以降順次

◆申請先

市農政企画課及び支所産建

■問合せ先

鳥取県農林水産政策課

TEL:0857-26-7256

東部農林事務所農業振興課

TEL:0857-20-3580

鳥取市農政企画課

TEL:0857-30-8304

JA鳥取いなば営農企画課

TEL:0857-32-1142